

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の皆様へ

富山県農業共済組合

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の方について、農業保険（収入保険、農業共済）の保険料等の払込期限を延長いたします。

対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金の支払いが困難であることの申出を農業共済組合に行っていた農業者の方

内容

1 収入保険

保険料、積立金、付加保険料（事務費）の払込期限を保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長いたします。

2 農業共済

共済掛金等の払込期限を下表のとおり、最長令和2年9月30日まで延長いたします。

事業名（品目）	申出期限	延長後の払込期限	備考
水稲	7月31日	8月10日	
りんご、なし、かき	6月30日	9月30日	令和3年産収穫共済、令和2年度樹体共済
ぶどう	5月9日	9月30日	
大豆	7月31日	9月10日	
家畜	通常の払込期限（猶予期間）	9月30日	
園芸施設			
建物			
農機具			

※払込期限の延長期間中に生じた事故については、申出により共済掛金等の払込み前であっても共済金をお支払いできますが、延長期間中に共済掛金等を払込みされなかった場合には、先に支払われた共済金について返還していただくこととなりますのでご留意願います。

3 加入申請手続の柔軟な対応

対面での手続きが困難な方につきましては、電話での加入申込みを承ります
(申請書類は後日提出いただきます。)

※詳細については、最寄りの地域農業共済センター（事務所）までお問合せください。

お 問 合 せ 先	
富山県農業共済組合	
本 所	(076) 461-5333
新川地域農業共済センター	(0765) 72-0377
新川農業共済事務所	(076) 472-0577
富山地域農業共済センター	(076) 429-5006
高岡地域農業共済センター	(0766) 28-0200
砺波地域農業共済センター	(0763) 32-2277